

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを確認し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステム利用にあたっては、内部による不正利用防止のため、システム作業者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理を外部事業者に委託する場合、当該事業者との契約において、個人情報取扱い業務の委託基準に定める「個人情報取扱特記事項(特定個人情報取扱業務委託用)」を約定する。

評価実施機関名

山口県知事

公表日

令和8年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 山口県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの、寡婦又はそれらの扶養している児童等に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために、必要な資金を貸し付けている。</p> <p>【事務の具体的な内容】 ①各県市町福祉事務所から進達された母子父子寡婦福祉資金の貸付申請書を審査する。 ②申請書内容に不備がなければ貸付審査会を開催する。 ③審査結果(貸付決定、貸付不承認)を申請者に通知する。 ④借用書受理後、定められた日に貸付金を支給する。 ⑤貸付条件等の確認及び変更があった場合は、随時変更処理を行う。 ⑥償還が開始する者に対して、文書で事前通知を行う。 ⑦償還計画に基づき、償還させる。 ⑧期限内に償還がないものに、文書で督促及び電話指導等を行う。 ⑨⑩において償還がない場合、連帯債務者に督促を行う。 ⑪⑫において償還がない場合、臨戸指導・徴収等催告を継続して行う。 ⑬⑭において償還がない場合、法令等に基づく処分を行う。 ⑮母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、償還未済額の免除を行う。</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
借主ファイル、連帯借主ファイル、連帯保証人1ファイル、連帯保証人2ファイル、及び左記に挙げる者の相続人ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 63の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条各号</p> <p>【特定個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26、30、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号ト、第44条第1号ト</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山口県健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

山口県総務部学事文書課情報公開・文書班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話番号083-933-2576

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課青少年・家庭福祉班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話番号083-933-2751

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	
-------	---	--

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、当該システムにアクセスできる権限を持つ者は最小限とし、個別にパスワードを設定、定期的なパスワードの更新を行っていることから、当該対策は十分であると考える。	

变更箇所